

# 新移民法の概要

2018年7月



A composite image of a person's face with a satellite map of South America overlaid on it. The person's eyes are blue and looking upwards, and their lips are red. The satellite map shows the continent of South America in green and yellow, with white clouds and blue oceans. The background is dark blue.

## 新移民法の背景

2017年11月20日に施行された新移民法（法令13.445/2017）は、軍事政権下の1980年に制定された旧法以来、37年ぶりの改正となる。

旧法は外国人の多々の権利を制限しブラジルの国境保護を目的としたものであったが、新法は無国籍者や難民の保護など人権保護的な特徴がある。

また、旧法では規定がなかったブラジル人移民に関しても新法では出国される移民者についての規定が導入された。

法的に不明瞭な点が多かった外国人の権利と義務が今回の新法で明記された。

# 旧法X新移民法

| 旧法                                     | 新法  |
|--|---|
| 法令 6.815/1980                          | 法令13.445/2017                                   |
| 外国人法 (Estatuto do Estrangeiro)         | 新移民法 (Nova Lei de Migração)                     |
| 外国人の多々の権利を制限し、ブラジルの国境保護を目的             | 無国籍者や難民の保護など人権保護的な特徴                            |
| ブラジル人の移民者についての規定がない                    | ブラジル人の移民者についての規定を導入                             |
| RNE - Registro Nacional de Estrangeiro | CRNM – Carteira de Registro Nacional Migratório |
| 外国人                                    | 移民者   |

# 新移民法の概要

---

- ▶ 2017年11月20日に施行され、それ以前に取得されたビザは旧法を準拠法とする。
- ▶ 施行前に発給されたビザは、有効期限内であれば効力を有するため、ビザの切り替えなどは不要。
- ▶ 担当する機関は、移行期間にビザ申請、登録、および居住許可の処理に関連するデータベースを電子的に統合する予定。
- ▶ これらの機関は、2018年11月19日までに新法に基づいてプロセスやシステムを適応する必要がある。
  - 法務省と連邦警察
  - 外務省（大使館・領事館）
  - 労働省

# 新移民法の概要

---

外国人と呼ばれていた方は今後 国内への移民者は (Imigrante) と呼ばれ 国外への移民者は (Emigrante) と呼ばれる。

- ✓ ビザ: ブラジルへ入国できる可能性を与える。(入国審査官の裁量による)
- ✓ 現在のビザ種類: 訪問、短期 (テンポラリー)、外交、公用 と非公式外交。
- ✓ 永住ビザの廃止。
- ✓ 一時的に移住する場合は、居住許可 (Autorização de Residencia -AR) を取得する必要がある。

# ビザの種類

## 旧法

- 通過（トランジット）
- 観光・商談
- テンポラリービザ
- 永住ビザ
- 外交ビザ
- 公用ビザ
- 非公式外交ビザ

**RNE**  
外国人登録証

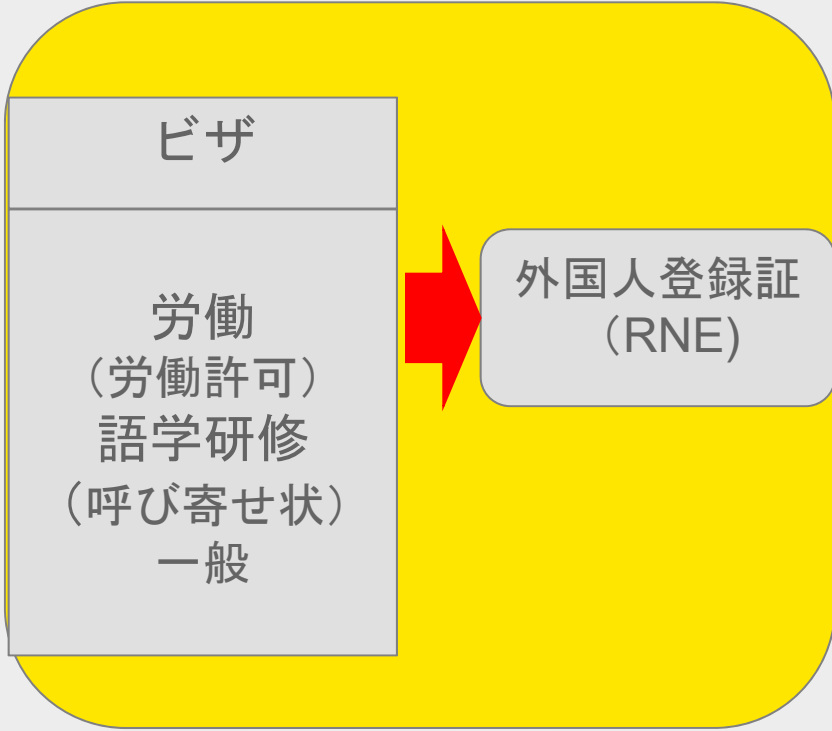
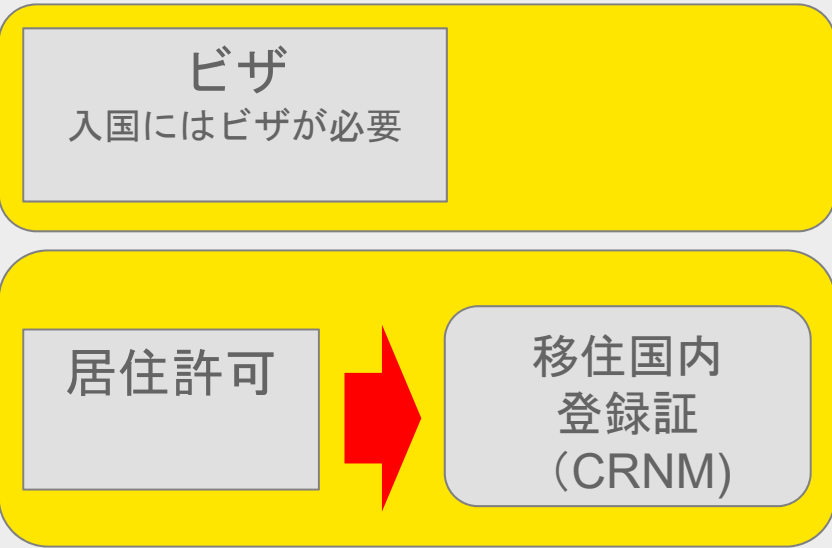
## 新法

- 訪問ビザ  
(e-Visa)
- テンポラリービザ  
(短期ビザ)
- 外交ビザ
- 公用ビザ
- 非公式外交ビザ
- 居住許可

新たな  
書類

**CRNM**  
移住国内登録証  
Carteira de Registro Nacional Migratório

# 旧法X新移民法

| 旧法  | 新法   |
|---|--|
| 居住にはビザが必要   | 居住には居住許可が必要  |
|  |  |



# 旧法X新移民法

| 旧法                        | 新法  |
|---------------------------|---|
| 労働許可－短期ビザの滞在有効期間は労働許可と同じ  | 居住許可－短期ビザの滞在有効期間は居住許可と異なる   |
| 国外での労働許可申請                | 国内での居住許可申請が可能   |
| RNE<br>入国後、連邦警察での登録－30日以内 | CRNM（移住国内登録証）<br>入国後、連邦警察での登録－90日以内<br>（ブラジル国内での居住許可申請の場合には30日以内） |
| 有効なビザは1人につき1つ             | 有効なビザは1人につき1つ以上可  |



# 訪問ビザ

---

## ビジネス (90日間まで)

- 会議・会社イベントの参加;
- 取材、撮影やニュース報告;
- 商談、投資の実施;
- 契約書のサイン;
- 監査またはコンサルティング;
- 飛行士や航空機乗組員、船員活動.

## その他目的:

- 観光、情報および文化活動;
- 勉強、芸術活動やスポーツ活動
- 家族訪問;
- 議会・セミナー・会議の参加;
- ボランティア活動、人道支援;



# 訪問ビザ e-Visa

---

- ▶ オーストラリア、カナダ、米国、日本の市民。
- ▶ e-Visaの導入開始は、以下の通り：
  - オーストラリア国民：2017年11月21日
  - 日本国民：2018年1月11日
  - カナダ国民：2018年1月18日
  - 米国国民：2018年1月25日
- ▶ 連邦警察はe-Visaを受け入れており、近い将来、ブラジル国内空港のe-Gatesとも統合される予定。e-Gatesは、現在、ブラジルの市民だけが使用可能。

# 短期ビザ

訪問  
(e-Visa)

短期ビザ

外交

公用

非公式外交

- 観光
- 商談（ビジネス）

- 研究・教育・留学
- 医療
- 人道支援
- 学生
- 労働
  - 雇用契約あり
  - 雇用契約なし
- ワーキングホリデー
- 宗教活動の実施
- ボランティア活動
- 投資家
- 経済的に重要な活動など、社会、科学、技術や文化的
- 扶養家族
- 芸術活動やスポーツ活動

# ビザと居住許可の滞在期限

|                     | 滞在期間                                 | 担当機関         |
|---------------------|--------------------------------------|--------------|
| 訪問ビザ (VIVIS)        | 90日 (有効期限 : e-Visa 2年、領事館発行ビザは10年まで) | 連邦警察、領事館、大使館 |
| テンポラリー (短期) ビザ      | 1年まで                                 | 領事館、大使館      |
| 事前居住許可 (入国前に申請した場合) | 2年まで                                 | 労働省 (MTE)    |
| 居住許可 (ブラジルで申請した場合)  | 1年まで                                 | 労働省 (MTE)    |
| 居住許可 (無期限)          | 無期限                                  | 労働省 (MTE)    |

## 居住許可 – 企業と雇用関係が有る場合 (RN02)

---

必要条件（いずれかを満たす必要がある）

- ✓ 修士号、博士号またはそれ以上の学位
- ✓ 大学院卒業、（最低360時間）および1年間の専門分野における専門職経験
- ✓ 大学生卒業、2年間の専門職経験
- ✓ 専門学校卒業、3年間の専門職経験
- ✓ 最低12年間の学校教育 - 4年間の専門職経験

居住期間： 2年（延長可）

MTE審査期間：30日～45日間

## 居住許可 – 技術援助 (RN03)

---

- ✓ 移民者の専門職経験の証明や研修計画の提示は不要
- ✓ 技術援助による居住許可期限は必要な援助期間と同様の期間とする必要がある

居住期間:

- 1年（延長可） - 技術援助契約の提示
- 180日 - ブラジル企業からの招待状 – 審査期間5営業日（緊急時に審査期間2営業日）

MTE審査期間：5営業日

# 居住許可 - 技術移転 (RN04)

---

- ✓ 移民の専門職経験の証明は不要
- ✓ 研修計画 / 技術移転に関わる契約書の提示が必要
- ✓ ブラジルでの活動地に関する詳細情報 (場所)
- ✓ 技術援助による居住許可期限は必要な援助期間と同様の期間とする必要がある

居住期間 1年 (延長可)

MTE審査期間 : 30日~45日間



# 居住許可 – 経営管理者・役員 (RN11)

---

必要条件：

✓ 役員1人当たりに対しR \$ 600,000.00の海外投資証明

若しくは

✓ 役員1人当たりに対しR\$ 150.000,00の海外投資証明プラス10名の新規現地採用が必要

居住期間： 無期限

MTE審査期間：30日～45日間

## 居住許可 – 個人投資家 (RN13)

---

必要条件：

- ✓ 投資計画または事業計画提出時に、R\$500,000.00の海外投資の証明の提示が必要
- ✓ イノベーション活動への投資、科学的または技術的な研究を目的とした起業家はR \$ 150,000.00の海外投資の証明提示が必要

居住期間：無期限

MTE審査期間：30日～45日間

## 居住許可 – ブラジル企業での研修 (RN19)

---

- ✓ 国外企業と雇用関係の証明
- ✓ 国外企業とブラジル企業との関係の証明
- ✓ ブラジル企業は、移民者の給与が国外企業によって支払われることを証明する必要がある
- ✓ ブラジル企業との雇用契約なし

居住期間 2年

MTE審査期間 10営業日

# 居住許可の滞在期限

## ▶ 新法に基づいて取得した居住許可の延長

| 居住許可                                     | 申請<br>(新法)               | 更新（新法）<br>一回目<br>居住許可       | 更新（新法）<br>二回目<br>居住許可 |
|--|--------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| (RN03/04)<br>技術援助・技術移転<br>雇用契約なし<br>居住許可 | 1年                       | 1年                          | 1年<br>保証契約書がある場合      |
| (RN02)<br>雇用契約のある<br>居住許可(ブラジル申請)        | 1年                       | 1年                          | 無期限                   |
| (RN02 )<br>雇用契約のある<br>事前居住許可             | 2年                       | 無期限                         | -                     |
| (RN11)<br>経営管理者・役員<br>居住許可(ブラジル申請)       | 1年                       | 1年～3年（定款<br>に規定されてい<br>る期間） | 無期限                   |
| (RN11)<br>経営管理者・役員<br>事前居住許可             | 3年<br>(定款に規定され<br>ている期間) | 3年<br>または<br>無期限            |                       |

# 居住許可の滞在期限

## ▶ 旧法に基づいて取得したビザの延長

| 労働許可                              | 申請 (旧法)                  | 更新 (新法)<br>一回目<br>居住許可       | 更新 (新法)<br>二回目<br>居住許可 | 更新 (新法)<br>三回目<br>居住許可 |
|-----------------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|
| (RN61)<br>技術援助・技術<br>移転<br>雇用契約なし | 1年                       | RN 03/04<br>1年               | RN30<br>1年             | RN30<br>1年             |
| (RN99)<br>労働契約あり                  | 2年                       | RN02<br>1年 (居住許可ブ<br>ラジルで申請) | RN30<br>1年             | RN30<br>無期限            |
| (RN99)<br>労働契約あり                  | 2年                       | RN02<br>2年 (事前居住許<br>可)      | RN30<br>無期限            | -                      |
| (RN62)<br>経営管理者・<br>役員            | 3年<br>(定款に規定さ<br>れている期間) | RN11<br>03年<br>または<br>無期限    | RN30<br>無期限            | -                      |

# 罰金

- ✓ 移民（個人）に適用される罰金の最低額は1日当たりR\$ 100.00、最高額はR\$ 10,000.00。
- ✓ 連邦警察は、罰金適用ではなくブラジル新規入国時の有効滞在期間を短縮
- ✓ 企業（法人）に適用される罰金の最低額は1日当たりR\$ 1,000.00、最高額はR\$ 1,000,000.00。
- ✓ 罰金額以下参照：



|    |   |
|----|---|
| 法人 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 最低額: R\$ 1.000,00</li><li>▶ 最高額: R\$ 1.000.000,00</li></ul> |
| 個人 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 最低額: R\$ 100,00</li><li>▶ 最高額: R\$ 10.000,00</li></ul>      |

# 追加情報

---

▶ 労働ビザが切れる際には永住ビザへの切り替えはなくなり居住許可の申請

**Pre AR** - 事前居住許可申請（日本側）  
過去12か月分無犯罪証明  
戸籍謄本（認証翻訳・アポステイーユ）

**AR** - 入国後の居住許可申請（ブラジル側）  
過去5年分無犯罪証明  
戸籍謄本（認証翻訳・アポステイーユ）

**AR** - 滞在中の居住許可更新（ブラジル側）  
ブラジル滞在期間の無犯罪証明  
戸籍謄本（認証翻訳・アポステイーユ）

労働ビザが切れる約2か月前には申請手続きを行う



# 追加情報

---

例：語学研修目的での入国後ブラジルでの居住許可申請

ステップ1 - テンポラリービザ（語学研修）

- 1) テンポラリービザ（語学研修） - 日本領事館 入国前
- 2) 移住国内登録証（CRNM） - 連邦警察（入国後 90日以内）

ステップ2 - 居住許可 - ブラジル企業と労働契約あり

- 1) 居住許可申請 - ブラジル労働省
- 2) 移住国内登録証（CRNM） - 連邦警察

過去5年分の無犯罪証明（国と州）  
戸籍謄本（認証翻訳・アポステイーユ）

AR申請はビザが切れる約2か月前に手続き開始することをお勧めします。

## 追加情報

# Reunião Familiar - 扶養家族

---

- 扶養家族居住許可申請は→居住許可名義者の在留登録住所管区の連邦警察局にて申請する必要がある。
- 扶養家族のブラジル滞在許可期間は居住許可名義者と同期間。
- 居住許可名義者の連邦警察局での居住登録プロトコルが発行されると同時に扶養家族登録手続きを申請する事が可能。
- 扶養家族の居住許可申請はブラジルまたは日本どちらでも可能

# 追加情報

## Reunião Familiar - 扶養家族登録手続

---

### 日本側：

ステップ1) 居住許可名義者 → Pre-AR (事前居住許可) 【労働省】

ステップ2) 扶養家族 → ブラジル領事館にて扶養家族ビザ申請 → 扶養家族ビザで入国

ステップ3) 入国後にブラジル連邦警察にて移住国内登録証 (CRNM)

メリットは：必要書類が過去12か月分無犯罪証明と戸籍謄本 (ポルトガル語翻訳必要)

### ブラジル側：

ステップ1) 居住許可名義者 → Pre-AR (事前居住許可) 【労働省】

ステップ2) 扶養家族 → 訪問ビザ (E-visa) で入国

ステップ3) 入国後にブラジル連邦警察にて居住許可申請 及び 移住国内登録証 (CRNM)

必要書類：入国後の居住許可申請は過去5年分の無犯罪証明 (16歳未満不要) 提出書類準備が複雑

(追加書類の依頼など)

---

# 追加情報

---

✓ ブラジルでの身分登録の修正が可能となった。

（例：両親の名の誤った記入や 性的変更等）。

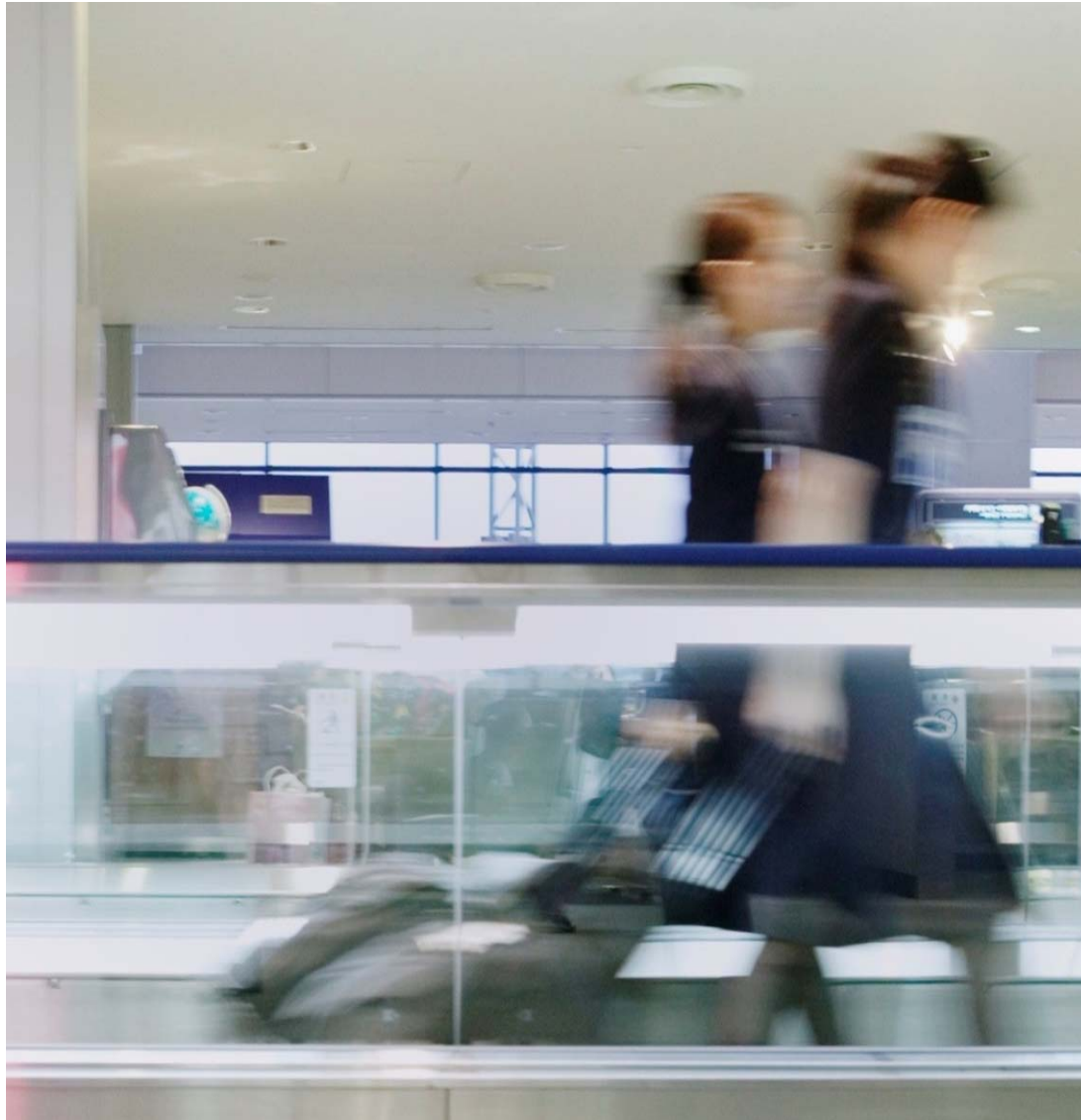
✓ 以前は永住ビザのキャンセル手続  
新法では居住許可を終了する手続が必要

①→会社がMTEに契約終了を報告（移民者がMTEにキャンセルの報告）

②→ 60日以内にMTEに新たな雇用先の報告必要、ない場合には自動的にキャンセル

✓ 連邦警察でのCRNM手続の際、戸籍は不要、以前同様ビザ申請書

（ビザアプリケーションフォーム）が必要



本資料についてのお問い合わせ先

**EY São Paulo Office**  
**Japan Business Services**

西口 阿弥 *Nishiguchi Aya*  
*Partner*

Tel: +55 11 2573 3374  
Email: [aya.nishiguchi@br.ey.com](mailto:aya.nishiguchi@br.ey.com)

諸岡 朱美 *Morooka Hakemi*  
*Senior Manager*

Tel: +55 11 2573 5458  
Email: [hakemi.morooka@br.ey.com](mailto:hakemi.morooka@br.ey.com)

*Renata Porto*  
*Senior Manager*

Tel: +55 11 2573 4485  
Email: [renata.s.porto@br.ey.com](mailto:renata.s.porto@br.ey.com)